

平成18年第2回士別市議会定例会会議録(第1号)

平成18年6月13日(火曜日)

午前10時00分開会

午前11時58分散会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

行政報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 議案第71号 士別市テレビ放送共同受信施設条例等の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第72号 士別市国民保護協議会条例の制定について

日程第 6 議案第73号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第76号 和寒町と士別市の学校給食に係る事務の委託に関する協議について

日程第 8 議案第77号 士別地域介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

日程第 9 議案第78号 平成18年度士別市一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第80号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算(第2号)

散会宣告

出席議員(22名)

副議長	1番	山居忠彰君	2番	北口雄幸君
	3番	伊藤隆雄君	4番	井上久嗣君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	小池浩美君	8番	柿崎由美子君
	9番	平野洋一君	10番	足利光治君
	11番	遠山昭二君	12番	岡崎治夫君
	13番	谷口隆徳君	14番	山田道行君
	15番	田宮正秋君	16番	斉藤昇君

17番	池田 亨 君	18番	牧野 勇司 君
19番	菅原 清一郎 君	20番	中村 稔 君
21番	神田 壽昭 君	議長 22番	岡田 久俊 君

出席説明員

市長	田 苺子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市民部長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経済部長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財政課長	三 好 信 之 君		

市立土別総合
病院事務局 長 藤 森 和 明 君

教育委員会 委員長 長	佐々木 正 雄 君	教育委員会 委員長 長	朝 日 保 君
教育委員会 教育部 長	佐々木 文 和 君	教育委員会 教育部 次 長	辻 正 信 君
教育委員会 教育部 次 長 兼地域教育課 兼朝日山村研 兼センター所 兼朝日農業者 兼センター館	林 広 志 君	教育委員会 学校給食 センター 所 長	真 木 郁 夫 君

農業委員会
会長 松 川 英 一 君 農業委員会
事務局 長 石 川 通 広 君

監査委員 三 原 紘 隆 君 監査委員
事務局 長 横 山 日出夫 君

事務局出席者

議会事務局 長 辻 本 幸 慈 君 議会事務局
総務課 長 藤 田 功 君

議總
務主
事課
會務
議總

近 藤 康 弘 君
岩 端 聖 子 君

議總
務主
事課
會務

淺 利 知 充 君

(午前10時00分開会)

議長(岡田久俊君) 平成18年第2回定例会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本定例会の会議録署名議員には、5番 丹 正臣議員、6番 粥川 章議員、7番 小池浩美議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

報告第5号 専決処分の報告について(平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算第1号)

報告第6号 繰越明許費繰越計算書について

報告第7号 出資団体の経営状況報告について(士別市土地開発公社)

報告第8号 出資団体の経営状況報告について(士別市農畜産物加工株式会社)

報告第9号 出資団体の経営状況報告について(株式会社翠月)

報告第10号 出資団体の経営状況報告について(羊と雲の丘観光株式会社)

議案第71号 士別市テレビ放送共同受信施設条例等の一部を改正する条例について

議案第72号 士別市国民保護協議会条例の制定について

議案第73号 士別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第74号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第75号 士別市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第76号 和寒町と士別市の学校給食に係る事務の委託に関する協議について

議案第77号 士別地域介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

議案第78号 平成18年度士別市一般会計補正予算(第2号)

議案第79号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第80号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算(第2号)

2. 監査委員から送付された報告は次のとおりである。

例月現金出納検査結果報告 1、2、3月分

3. 議長会等の関係については次のとおりである。

(1) 上川町村議会議長会宗谷線部会

- イ. 開催日 平成18年5月12日
- ロ. 開催地 剣淵町
- ハ. 出席者 岡田議長
- ニ. 会議概要 平成17年度事業報告、収支決算報告及び監査報告の後、平成18年度事業計画(案)、収支予算(案)について審議し、次いで協議事項について協議を行い終了した。

(2) 全国市議会議長会第82回定期総会

- イ. 開催日 平成18年5月24日
- ロ. 開催地 東京都
- ハ. 出席者 岡田議長
- ニ. 会議概要 自治功労藍綬褒章表彰、事務報告に次いで部会提出議案22件を審議後、役員改選を行い終了した。

(3) 市議会議員共済会第92回代議員会

- イ. 開催日 平成18年5月25日
- ロ. 開催地 東京都
- ハ. 出席者 岡田議長
- ニ. 会議概要 事務報告に次いで、地方議会議員年金制度の改正について説明を聴取後、平成17年度会計決算の認定について審議し終了した。

4. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苺子 進	助 役	相 山 愼 二
助 役	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登志男	保健福祉部長	杉 本 正 人
経済部長	佐々木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 恵 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立土別総合 病院事務局長	藤 森 和 明
企画振興室長	鈴 木 久 典	市民部次長兼 環境生活課長	有 馬 芳 孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	宮 沢 勝 己	コスモス苑所長 兼コスモス デイサービス センター所長	岡 本 利 紀

經濟部次長兼 農林振興課長	相 山 佳 則	建設水道部次長 兼管理課長	稻 澤 要
朝日総合支所 次長兼 經濟建設課長	大 内 孝 司	市立土別総合 病院事務局次長 兼総務課長	谷 口 春 三
總務部参事	石 川 敏	企 画 課 長	林 浩 二
總務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石 川 誠	財 政 課 長	三 好 信 之
市 民 課 長	池 田 文 紀	税 務 課 長	伊 藤 暁
介護保険課長 兼地域包括支援 センター所長	西 崎 貞 一	児 童 家 庭 課 長	上 野 暉
保 健 福 祉 センター所長	岡 強 志	桜丘荘所長 兼桜丘デイス センター所長	神 田 裕 教
商 工 労 働 観 光 課 長	織 田 勝	建 築 課 長	土 岐 浩 二
土 木 課 長	上 西 康 友	施 設 維 持 センター所長	野 口 和 幸
上下水道課長	佐々木 辰 彦	地 域 振 興 課 長 (併)選挙管理 委員会選挙課長	川 越 一 男
住民生活課長	深 川 雅 宏	保 健 福 祉 課 長	川 村 慶 輔
市立土別総合 病院医事課長	山 本 良 文	教 育 委 員 会 長	佐々木 正 雄
教 育 委 員 会 長 職務代理者	穴 田 一 男	教 育 委 員 会 長	朝 日 保
教 育 委 員 会 長 教 育 部	佐々木 文 和	教 育 委 員 会 長 兼教育部次長 兼学校教育部 課長	辻 正 信
教 育 委 員 会 長 兼生涯学習課長 兼生涯学習情 報センター所長	鈴 木 隆 夫	教 育 委 員 会 長 兼教育部次長 兼地域教育課長 兼朝日山村研 修センター所長 兼朝日農業者 センター館長 兼朝日農二館 センター館長	林 広 志
教 育 委 員 会 長 兼スポーツ課長 兼総合体育館 兼青少年会館	富 田 強	教 育 委 員 会 長 兼文化振興課長 兼朝日公民館 兼あさひサ イズホール館長	西 條 和 則

教育委員会 中央公民館 兼市公民文化 センター館長	石川 宇多夫	教育委員会 兼博物館長 兼公会堂展示館長	岡田 成治
教育委員会 図書館長	斉藤 春茂	教育委員会 つくも青少年の 家所長	高取 淳一
教育委員会 学校給食所 センター所長	真木 郁夫	教育委員会 学校給食主幹	塩ノ入 高德
農業委員会 会長	松川 英一	農業委員会 会長職務代理者	丹治 行夫
農業委員会 事務局長	石川 通広	農業委員会 総務課長	田中 敏宏
監査委員	三原 紘隆	監査委員 事務局員長	横山 日出夫
監査委員 監査課長	中山 忠		

5. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長	辻本 幸慈	議会事務局 総務課長	藤田 功
議会事務局 総務課主幹	近藤 康弘	議会事務局 総務課主査	浅利 知充
議会事務局 総務課主事	岩端 聖子		

以上報告する。

平成18年6月13日

士別市議会議長 岡田 久俊

議長（岡田久俊君） 議事に入る前に、市長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） お許しをいただきましたので、当面する諸般の行政報告をいたします。

まず、農業関係についてであります。本年の融雪期は平年よりも10日遅い4月23日となり、その後においても気温が低目に経過したことから、農作業の大幅なおくれが心配されたところでもあります。5月に入りましてから好天が続き、日照時間が平年を上回って推移をし、農作業全般としては、ほぼ平年並みの進捗状況となったところでもあります。

また、5月25日未明におりた季節外れの霜により、作物への被害が心配されましたが、一部アスパラガスなどに影響がありましたものの、全体的な被害には至らず、まずは一安心をいたしているところであります。

主な作物の生育状況などについて申し上げますと、水稻につきましては、耕起作業開始時期のおくれから、移植作業も平年よりややおくれましたものの、現在は活着期に入っており、草丈、茎数も平年並みの状況となっております。畑作物では、秋まき小麦が融雪のおくれにより草丈が短く、茎数もやや少な目な状況となっております。タマネギにつきましては移植作業が5月中旬に終え、その後の活着も順調でありましたことから、草丈も平年並みの生育となり、パレイショ及び豆類は、5月中に播種作業が終了したところであります。てん菜につきましては、541ヘクタールの指標面積を満たす作付が5月中旬に終了しており、移植後の低温の影響から、草丈はやや短いものの葉数は多く、生育は順調に推移している状況であります。

このように、本年は、融雪のおくれから春作業への影響が大変懸念されたところでありますが、その後の好天により、農作物の生育状況は、ほぼ平年並みとなっております。今後におきましても、気象情報に基づく的確な栽培管理はもとより、農作業等の安全対策も含めまして、万全を期してまいりたいと存じます。

また、酪農につきましては、牛乳の消費低迷が続いている中で、本年3月には道内で1万トンの減産が行われ、更に、今年度から3年間にわたる牛乳の生産調整が実施されることでありまして、酪農家の方々にとりましては、日々丹精を込め生産した牛乳を出荷できないことは大変つらく、極めて残念なことであります。

こうした酪農家の方々の減産という厳しい情勢に対し、市といたしましても、各種会議におきまして、牛乳の使用や健康食品として乳製品のPRなどの消費の拡大に努めているところでありますが、今後におきましても関係機関と十分連携を図りながら、本市の農業において重要な役割を果たしている酪農の振興に努めてまいりたいと存じます。

次に、上士別医院の医師確保についてであります。

上士別医院の船津医師が市内において新に医院を開院されることとなり、先月末をもって嘱託医師を辞任されましたことから、その後任の嘱託医師として吉田医師が今月8日に着任いただいたところであります。

この間、上士別医院にありましては一時休診となり、地域の皆様に御不安や御不便をおかけしておりますが、現在、診療再開のための諸準備を進めており、できるだけ早期の開院に向け努力いたしてまいります。

次に、市立病院の経営状況について申し上げます。

平成17年度の患者動向は、前年度と比較をして、入院が7,030人減の7万6,804人、外来で7,695人減の20万5,987人となりました。

収支につきましては、平成16年11月から産婦人科において分娩を中止したことや、一部の診療科においても固定医が不在となったことなどから、患者数は入院・外来ともに減少したため、収益は6,800万円程度減少いたしました。

また、費用は、循環器系エックス線撮影装置等の医療機器の導入や循環器系患者の医療用材料、外科系患者の抗がん剤等の増加により、材料費・薬品費を含め2億6,700万円程度増加い

たしたところであります。

このような収支状況の中で、不良債務を抑える努力をしまいましたが、医師不足からくる経営の悪化は避けられず、総収益から総費用を差し引きした額は、前年度と比較をして2億3,600万円ほど悪くなり、平成17年度において2億6,956万円の不良債務が発生し、前年度末の不良債務額5,869万円と合わせて、17年度末の不良債務は3億2,825万円となりました。

このように、平成17年度の決算は大変厳しい結果となりましたが、医師の確保も含め経営環境が直ちに好転する見込みは望めず、依然として厳しい病院経営が見込まれますことから、今後もより一層の収益の確保と経費節減を図りながら、地域住民から信頼される病院づくりに努めてまいります。

次に、北海道縦貫自動車道「土別剣淵～多寄町」までの整備についてであります。

本路線の整備につきましては、本年2月7日に開催された「国土開発幹線自動車道建設会議」において、これまで抜本の見直し区間となっていました土別から名寄間24キロメートルのうち、多寄町付近までの12キロメートルが新直轄方式により着工が決定いたしました。今後、事業化に向け、地権者を初め、沿線住民に対する計画説明会等が予定されておりますので、事業主体であります旭川開発建設部と綿密な事業調整を図りながら、円滑な対応に努めてまいります。また、6月9日には、「北・北海道に高速道路を実現する住民の会」など関係団体が中心となり、本市において、高速道路フォーラムが開催されたところであります。

高速道路の整備は、すぐれた農林水産物の生産や流通を初め、高次医療機関への円滑な救急搬送、豊かな自然を生かした観光開発、スポーツ施設の広域的活用のためにも不可欠な課題でありますので、未着工区間となります多寄町から名寄市までの12キロメートルの一日も早い事業決定に向けて、関係機関に対し要請活動を行ってまいりたいと存じます。

次に、防犯活動推進地区の地域指定についてであります。

このたび、本市の中央地区が、北海道知事から5月18日付通知により、平成17年度から施行されております「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、平成18年度防犯活動推進地区の地域指定を受けたところであります。

この地域指定は、犯罪のない安全で安心な地域づくりに当たり、他の模範となると認められた地域を防犯活動推進地区として、道の施策の重点的、優先的な実施を通じて住民の防犯意識の高揚を図るとともに、その取り組みを広く道民に周知することを目的としているものであります。

本市における日ごろからの防犯団体、学校関係者、警察署等と市民の連携による取り組みが高く評価を得たものと受けとめておりまして、今回の指定は、特に土別市中央地区安全マップの作成を行った市街地域を中心としておりますが、今後とも指定事業の事業主体となります土別市防犯協会などにより一層連携を密にしながら、関係機関・団体の協力を得て、他の地区も含めまして安全で安心なまちづくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

次に、公共工事の執行状況について申し上げます。

本年度の工事発注総額につきましては、平成17年度補正予算で措置し、3月末に発注をいた

しました土別中学校屋内体育館改築工事並びに市道改良、下水道新設工事などのゼロ市債事業分を含め、31億7,500万円を予定いたしております。

5月末までの発注状況は、さきの土別中学校屋内体育館改築工事、道路改良工事のほか、配水管布設がえ工事など44件の発注を終え、その総額は6億1,300万円、発注率は19.3%、その平均落札率は95.02%となっているところであります。

今後におきましても、今月半ばに糸魚小学校改築工事並びに北部団地建てかえ工事をそれぞれ2カ年事業として発注を予定しているほか、道路改良工事、下水道工事、簡易水道統合工事などについて順次発注を予定いたしているところであります。

また、17年度から建設業者の受注意欲を反映し、競争性、透明性の向上を図るため、予定価格1,000万円以上1億5,000万円未満の工事の中から、工事施工の条件上適当と認められる工事について簡易公募型指名競争入札を試行することとし、6件の工事について実施をいたしたところでありますが、平成18年度においても4件の工事について実施をする予定であります。

以上申し上げまして、当面する諸般の行政報告とさせていただきます。（降壇）

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から23日までの11日間と決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から23日までの11日間と決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、報告第5号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました報告第5号 平成18年度土別市老人保健特別会計補正予算（第1号）の専決処分について、その概要を御説明申し上げます。

本補正は、平成17年度の収支を法定の5月31日をもって閉鎖いたしましたところ、老人保健特別会計の収支において3,613万4,000円の不足が生じたので、地方自治法施行令第166条の2の規定により、この収支不足分を平成18年度の歳入を繰り上げて充用いたしましたもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を下した次第であります。

なお、収支不足を生じたのは、平成17年度の老人医療費に対する国庫支出金及び道支出金が不足したことによるもので、本不足分は平成18年度に過年度分として精算交付されますので、平成17年度の収支不足分は本財源をもって補てんをいたすものであります。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案のとおり承認と決定いたしました。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第3、報告第6号 繰越明許費繰越計算書についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました報告第6号 繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成17年度の予算を平成18年度に繰り越して使用いたしますのは、経営体育成基盤整備事業ほか3件の事業であります。各事業とも国の予算及び実施時期との関連から翌年度に繰り越して使用するため、平成17年度予算において繰越明許費の措置をいたし、それぞれ議決をいただきましたが、各事業の平成18年度に使用できる額及び財源内訳は、平成17年度土別市繰越明許費繰越計算書のとおりでありますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく願いいたします。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御発言がなければ、以上で報告を終わることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第6号は報告を終わることにいたします。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第4、議案第71号 土別市テレビ放送共同受信施設条例等の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君)(登壇) ただいま議題となりました議案第71号 土別市テレビ放送共同受信施設条例等の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、地方自治法の一部改正による経過措置の終了に伴うものでありまして、これまで公の施設の管理運営については、地方自治法の規定に基づき条例で定める

ことにより、公共団体または公共的団体並びに地方公共団体の出資団体に限って委託をすることができる」とされていたところですが、平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営に関する規定が改正され、公の施設の管理運営については公共団体等に委託することができる旨の規定が省かれ、一部委託を含む自治体直営または指定管理者による管理に改めたところがあります。

この地方自治法の改正につきましては、3年間の経過措置が設けられておりますことから、この間は、従前の管理委託または直営により実施しているところですが、本年9月1日をもってこの経過措置規定が失効するために、去る4月1日に指定管理者制度を導入した10施設以外は、現在のところ指定管理者制度への移行を予定していないことから、本条例により、45施設の設置条例について、旧地方自治法に基づく管理運営等の委託に関する規定を削除する改正を行おうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第5、議案第72号 士別市国民保護協議会条例の制定についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第72号 士別市国民保護協議会条例の制定について、その概要を御説明申し上げます。

本条例の制定につきましては、平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法により、武力攻撃事態等における地方自治体の役割が定められたことから、各自治体においては本年度中に国民保護計画を策定することとされたところがあります。

この国民保護計画の策定に当たって、国民保護法第40条の規定に基づき、市が実施する国民保護のための措置に関する事項について審議する機関として、士別市国民保護協議会を設置いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池議員。

7番（小池浩美君） 土別市国民保護協議会、ここに第2条に委員の定数は25人以内とすると、そういうことで提案されておりますけれども、まず、この委員は一体どのような団体あるいは職業の人たちで構成されるものなのか。自衛隊関係者あるいは警察関係者も含まれると、そういうことも聞いておりますけれども、まず、この委員の顔ぶれですね、どういった方々になるのかということと、もう一つは、それでこの協議会は具体的にどういうことをするものなのかをお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、協議会の構成委員の関係の御質問でございます。これにつきましては、国民保護法第40条第4項の規定に基づきまして、1号委員から8号委員までが法律の中で定められているところでございます。この協議会の組織そのものにつきましては、市町村長が会長となるという規定でございます。

更に、1号委員につきましては指定地方行政機関の職員、2号委員につきましては自衛隊に所属する者、3号委員につきましては道の職員、4号委員につきましては市の助役、5号委員につきましては教育長、消防長、6号委員につきましては市の職員、7号委員につきましては指定地方公共機関の役員または職員、更に、8号委員として学識経験者というような形で法の規定が定められているところでございます。

それから、国民保護協議会の役割についてでございますが、これにつきましては、武力攻撃事態の対処におきまして、基本的に国の指示に基づきまして、この地域におけます国民のための避難・誘導もしくは医療行為、そういった中身につきまして計画を定めるものとされているところでございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） まず、委員の顔ぶれは、ほとんど決まり切った人たちがなるということで、市長を初め助役、教育長、消防長、自衛隊。それで、知識または経験者というのは具体的にはどういう方を指すのかということと、一般市民から公募する委員というのはいるのかいないのかお聞きかせください。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えをいたします。

先ほどお話し申し上げました8号委員の関係についてでございますが、学識経験者の中身はですね、基本的には、条例で定めることによりまして自由に選任ができるということでございます。そこで、考えられますことは、特に防災計画との絡み等々もございまして、消防事務組合の消防団長さん、更には自治会連合会の会長さん、更には旧土別、旧朝日地区の市民の代表の方々ということが想定されようかというふうに考えております。

なお、公募につきましては、機関でございますので、十分その辺も検討する必要があるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 会長は市長だということで、市長がこの顔ぶれの委員を任命するというような形になっていますね。今も御答弁ありましたけれども、この協議会のやるべき仕事というのはですね、国民保護計画を策定するという事に尽きるのではないかと思うんですよね。市長が諮問した計画を審議して決めていくというようなことで、この国民保護計画はもう既に政府はつくっておりますし、この間、今年になって北海道もつくりましたね。そして、基本指針というものをつくっておりますけれども、全部これは上からのモデル計画というのがありまして、それをなぞっていくとか、まねしていくとか、そういう形で上から下へと一直線におりてきている計画なわけなんですけれども、これはこの計画をつくる段階において市民の意見を聞くとか、あるいは議会に出して議会で論議するとか、そういうようなことは一切ないものなんでしょうか、どうなんでしょう。今聞いているのは計画づくりのことです。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

国民保護協議会の計画づくりの関係でございますけれども、議員お話しのとおりですね、例えば基本的な指針をもとにですね、今年の18年1月には北海道国民保護計画が策定されておりますし、更に市町村のモデル計画、こういったものについても18年1月に策定されておりました、これらに基づきまして市町村の国民保護計画を策定しなさい、こういった方向性が示されているところでありまして、私どもにおきましてそういった方向性で検討したいと考えております。

そこで、こういった策定したものについては、今、議員からお話がありましたとおり、国民保護協議会の中で、市長から諮問しまして、議論して諮っていただく中で計画づくりされていくわけでございますけれども、議会の関係におきましてはですね、やはりこれはあくまで一連の流れによって、例えば武力攻撃事態が発生した場合に、士別市だけが一つの独自の計画がもし策定されたとなればですね、近隣自治体との横のつながりとか、あるいは北海道とのつながり、こういったこともありますので、こういったモデル計画あるいは道の計画との整合性、こういったことが必要だということで、計画自体も北海道との協議が必要だと、そういった中で策定されていくわけでありまして、議会に対しましては、これら計画ができましたら速やかに報告をさせていただきたい、このように考えておるところであります。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） この国民保護計画というのは、国民保護と言うから国民を守るような感じに聞こえますけれども、結局は、これは戦争が起きたときの国民の避難とか、どういうふうに逃げたらいいとか、そういうことを決める計画というふうに私は考えるわけです。ですから、

我々議会の頭を通り過ぎて、直接総理大臣や道知事の意見を聞いたりというような、そういう形になっているのだと思います。まさにこれは戦時体制のための国民保護計画なんですね。ですから、私は、これは全く民主主義とは相入れない、そういうものだというふうに考えております。

それで、今、部長さんがおっしゃいましたけれども、武力攻撃事態があった場合というふうにおっしゃっていました。武力攻撃事態そのものは戦争というふうに考えますけれども、具体的にはどのような事態を国は考えているのか、お知らせください。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

武力攻撃事態の定義づけでございますけれども、国の方で考えていることにおきましては、例えば諸外国が直接日本国内に侵攻していく場合、あるいは弾道ミサイルとかそういった兵器を直接日本国内に投入する場合、更には国際的なテロ行為、こういったものについて武力攻撃事態としての一つの想定をなされているところでございます。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） まさにやはり戦争の事態ということで、そういうことが起こったときにどうするかというような法律ですけれども、そういうときの国民の対処の仕方を計画するのが今回提案されました国民保護協議会のメンバー、計画すると言うより計画を審議するという、そして承認するというのがこの協議会の責任だと思いますけれどもね。

皆様方も既に御存じだと思います。この国民保護法ですね、平成15年から16年にかけて有事法制がばっちり国によって、強行採決によって決められてしまったという経過がありますね。有事法制ということで7つの法案が一気に成立してしまっただけで、武力攻撃事態対処法、米軍支援法、特定公共施設利用法、自衛隊法、海上輸送規制法、国民保護法、日米物品役務提供協定等々の7つの法案が決まって、有事法制の枠組みが今ばっちりできているんですね。

これは、アメリカ軍が行う戦争に自衛隊を何としても加担させるという、そのための戦争法の枠組みが既にできている。だから、その中で今回、具体的に国民にこうせい、ああせい、自治体にこうせい、ああせいということが出てきているものなんですよ、これは。だから、別に攻撃されなくても、北朝鮮からテポドンとかミサイルがどんと来なくても、今回のイラク戦争のように有無を言わず、アメリカが先制攻撃する、それに自衛隊も一緒になって行けるための有事法制、そういうものができており、そして今度は国民がですね、自治体が、民間企業が、あるいは国民がそれを追随するというか、それにのっけられてしまう、動員させられてしまう、そういうのが国民保護法なんですね。

今回提案された国民保護協議会条例、これは国民保護法で決まっているからしょうがないんだという声もあります。決まっているんだから、自治体がどうのこうの言うべき筋合いのものではないと、法律で決まっているんだから、やらねばならないという方もいらっしゃいますけれども、私はもっと冷静に考えていただきたいと思います。これは国民保護法に基づいた条例

であるということで、もしですよ、仮に外部から武力攻撃があった場合、本土決戦、いわゆる本土を空襲される、そういうとき国民はどうしたらいいかというものにつながるわけですよ。大前提として、戦争がありますよ、だからどうしようという、国民保護法はそういう法律でありますから、私は、これは完全に国民の自由とか権利とかそういうものを侵害する法律だと、国民保護法はそういう法律だと私は思っております。

それで中身的にも、この間北海道がつくった国民保護計画というものをちょっと見ましたけれども、普通の何でもない平時のときから、「戦争あるよ、危ないよ」というふうにあおり立てる形になっているんですね、この国民保護法は。平素のときの対応なんていうふうにはばんと項目を立てて、こういう場合はこうというふうに書いてあるんですからね。ふだんから、今の平和なときから、武力攻撃が起きるかもしれないよ、そして、起きたらこういうふうには避難しましょう、こういうふうにしましょう、訓練も日常的にやりましょう、そして、起きたら国家に全面的に協力しましょう、そういうことが書いてあります。インターネットで見てください。しっかりとすべて書いてあります。

私は、そういうものの中でのこの国民保護協議会、これは設置するべきでないと考えております。国民を戦時体制に組み込んでいく、それを大前提としているような国民保護法に基づく国民保護協議会、更にこれから国民保護計画が出てくるでしょう。私は、これは地方自治体のやるべき仕事、住民の命や暮らしを守り、福祉をしっかりと守っていく自治体の役割と完全に相反するものだと考えますけれども、どうお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

国民保護法の制定の基本的な背景でございますけれども、東西戦争、こういったものがほぼ終結いたしまして、日本国に対する、我が国に対する侵略行為、こういったものについては薄まってきている、こういったことが言われているわけでございます。しかしながら、大量破壊兵器の開発とか設置、あるいは弾道ミサイル等、こういったものが拡散されてきている。こういった状況に加えてですね、最近の国際テロ、こういったことを踏まえた場合に、国としましてもですね、平和と安全への対応、こういったことから国民保護法が制定されてきたところでありまして、地方自治体におきましても、やはり国と同じように、国が国民の生命あるいは身体、財産、こういったものを守る立場とすればですね、地方自治体そのものも同様に住民の生命や身体、財産を守る立場にあるだろう。そういった趣旨からしましてですね、国民保護法に基づいて条例を策定していく。そういった中で国民保護計画を策定していく。こういった方向性にあるものでありまして、私どもといたしましても、この方向性で対応を図っていきたくと考えております。

議長（岡田久俊君） 小池議員。

7番（小池浩美君） 職員の方々の立場は私も理解しておりますが、もともと有事法制というのは、周辺事態法が決まりましたけれども、周辺事態法では自衛隊は派兵できないということで、

この有事法制、無理繰り7つ法案を通してきて、今やまさに憲法を変えよう、9条を変えようというところまで来ていることは御存じだと私は思います。

ですから、私は地方自治体、土別市民として、土別市はそういったものに手を染めてはならない、手をかしてはならないというふうに強く思うわけです。今、国民保護法に基づく国民保護協議会、これは何が何でもどうしても自治体がつくらなければならないというものでなくて、つくらなければ今度は総理大臣が直轄でどんと来るわけですね。そういう仕組みになっているんですね、これは。あなたたちがつからないのなら、私がつくりましょうという感じで、すべて戦時中と同じシステムができていますね。私は、せめて市長さんはですね、非核平和都市宣言をした土別市の市長さんとしてですね、こういった戦争に国民を組み込むようなこういった一連の条例は一切提案しない、そういう姿勢を強く望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君） 小池議員の先ほどからのお考えについては、十分私も拝聴はしております。もちろん世界の平和と日本の平和は、だれも皆が望んでいることでありますけれども、ただ、最近のテレビ討論会等々を見ておきますと、それぞれの考え方を持った人方がそれぞれの言い分で議論をしております。全く、片方がよくて片方がだめだということではなくて、それぞれやはり主張される分野については、我々も共感を覚える部分がそれぞれの言い方の中にも出てきております。

ただ、この問題については、戦後60年を歴史的に経過した今日、憲法改正の問題もずっと以前からいろんなことが議論されてきておりますし、また、考え方もさまざまなことでもありますし、また、この国民保護法に関連するこうした案件についても、最初、私どもは本当に戸惑いを覚えるような気持ちでございましたけれども、ただ、万が一何か起きた場合にどうしたらいいんだろうか。今、小池議員は、そういうことが起きることを想定して戦争に駆り立てるといふようなことが見え見えではないかというふうなお話もありましたけれども、そういう心配もある反面で、万が一、今このアジアのいろんな心配されることから、何か異変が起きた場合に、大混乱が起きることになると私は思っております。

その意味で、北海道はいろんな心配事もないわけではないんですけれども、私はやはりそういう面で、防衛といいますか、もちろん先守防衛ですが、そういう場合には国民挙げてそういった中から、国民が大きな犠牲にならないように、自治体も果たさなければならない万が一のときの備えというものは私は必要ではないかと。ただ、今、小池議員がお話しされてきたようにですね、戦争の道へどんどんと知らないうちに歩んでしまっていると。気がついたらもう逆戻りできないよということでは、私は非常に困るのではないかと。

ですから、この協議会の中では、もう既に国が一つの枠組み、あるいは都道府県もやっておりますけれども、そういったこともよく見ながら、私は、私どもの協議会の中でいろいろ皆さんから御意見をいただいいていかなければならんと、そんなふうに思っております。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

小池議員。

7番（小池浩美君） 異議があります。

議長（岡田久俊君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

議長（岡田久俊君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

（発言する者あり）

（「休憩」の発言あり）

議長（岡田久俊君） 暫時休憩いたします。

（午前10時48分休憩）

（午前11時15分再開）

議長（岡田久俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第73号 土別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第73号 土別市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

本条例につきましては、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法に準じた内容となっており、今回、通勤の範囲の追加、障害の等級に係る規定の改正がなされたことから、同様の内容で改正をいたすものであります。

あわせて、昨年11月に障害者自立支援法が公布され、身体障害者福祉法で規定されておりました身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設の文言が「障害者支援施設」として移行されることから、所要の改正を行い、本年10月1日から施行いたそうとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第7、議案第76号 和寒町と士別市の学校給食に係る事務の委託に関する協議についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第76号 和寒町と士別市の学校給食に係る事務の委託に関する協議について、その概要を御説明申し上げます。

本年2月7日をもって和寒町から要請を受けておりました小・中学校の学校給食に関する事務委託について検討してまいりましたが、市の給食センターに余剰調理能力もあり、対応が可能であることから、要請を受諾することで協議を進めてきたところであります。

業務を受託するに当たりましては、献立及び調理に関連した委託事務の管理及び執行に要する経費につきまして、本市に対して協議の上、児童・生徒数等を勘案しつつ、和寒町が負担することとし、給食の配送及び給食に必要な備品、食器類の購入に当たっても、和寒町が直接負担するものとしたところであります。

なお、給食の開始につきましては、本年9月1日から行う予定といたしておりまして、この委託事務の管理及び執行に当たり、地方自治法第252条の14の規定に基づき学校給食事務委託に関する規約を定めたので、同条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第77号 士別地域介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第77号 士別地域介護認定審査

会共同設置規約の一部を変更する規約について、その概要を御説明申し上げます。

本規約の変更は、本年4月1日から施行されました障害者自立支援法に定める介護給付等の支給に関する障害程度区分の審査及び判定を行うための認定審査会を、士別市、和寒町並びに剣淵町が共同で設置することとし、現在設置されております介護認定審査会に障害認定審査を専門に行う合議体を新たに設けるものでありまして、本規約に定める委員の定数を25人以内から30人以内に変更するなど、本規約の一部を変更しようとするものであります。

なお、障害認定審査事務に係る経費につきましては、5割は固定経費とし、関係市町村で均等に負担し、残りの5割については、各市町の障害者手帳交付者数の割合に応じて負担するものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、議案第78号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第78号 平成18年度士別市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出予算に追加いたしますものは、総務費では、旧朝日町において寄附金と町の積み立てにより運用していた高等学校生徒の通学費貸付基金について、合併協議により平成18年3月末をもって廃止をいたそうとするところではありますが、その基金残高2,467万8,000円のうち、基金創設時に寄附された1,000万円については、寄附者の意向を尊重し、奨学基金として活用することとし、これを積み立てるための予算措置を講じたほか、民生費におきましてはさきに議決をいただいたところではありますが、本年4月から障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者認定審査を行うための審査会を剣淵町及び和寒町と共同設置することとし、これにかかわる経費62万6,000円を計上するとともに、指定管理者制度の導入により公の施設の管理運営委託が経過措置が切れる9月2日をもって指定管理者に制限されるため、市内の僻地保育所の運営については直営による保育業務の委託としたことから、利用料金制度をとることができないため、これまで各保育所の運営主体の歳入としていた保育料を市の歳入とし、同額を委

託料で支出するための予算措置が必要となりますことから、504万円を計上いたしたところであります。

次に、衛生費では、保健福祉センターの保健師が欠員となっていることから、代替保健師1名の共済費及び賃金205万1,000円を計上し、労働費では、中小企業振興条例に基づき株式会社小泉鉄工に対する雇用奨励促進事業助成金60万円を計上するとともに、教育費では、議決をいただきましたとおり、本年9月から和寒町の学校給食業務を受託することから、製造食数の増加などに伴う経費171万5,000円を計上いたしました。

なお、これらに要する財源といたしましては、負担金、諸収入などの特定財源のほか、繰越金をもって収支の均衡を図った次第であります。

以上、今回の補正の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） ひとつ補正予算のあり方にかかわる問題について質問したいと思うんです。

例えば、和寒町と士別市の学校給食にかかわる事務の委託の問題で、今、議決がされました。そして、950万の減額も含めて補正予算にのってまいりました。

先ほど議決されました国民保護協議会条例の制定がなされました。この条例が制定される。そうすると協議会の委員が任命されて計画の策定に当たっていくと思うんですがございますけれども、これらの委員の報酬について、条例が通ったその後で補正に出てくるのが筋ではないかと思うんですが、これらの予算はどういうわけで提案されないのでしょうか。

議長（岡田久俊君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず、先ほど国民保護協議会の設置条例について議決をいただいたところでございますけれども、これらに関する委員の報酬の関係が今後、発生してくるわけでございますけれども、18年度にこういった保護計画を策定しなければならないと、こういった考え方の中でですね、私どもいろいろと対応してきたわけでございますけれども、そうした中で当初予算、国民保護協議会につきましては当初で議決をいただこうと、こういった考え方を持っていたわけでございますけれども、その後、諸般の情勢等によりまして、これにつきましてはその後の6月議会で提案、こういった考え方に立ったわけでございます。

そうした中で、この報酬につきましては18年度の当初予算にそのまま計上したということでございまして、本来、予算というのは、こういった協議会が設置されまして、その方々に対して委員報酬を払うものですから、協議会がない段階での予算計上というのは本来的にあるべき姿ではないというふうに私どもは考えておりまして、適切な措置を欠いたと、こういったことが私は言えるかと思っております。そうしたことからしましても、こういった報酬を協議会の

議決を受ける前に出す、こういったことについては今後とも行わない、起きたらそれ自身が当然執行すべきお金でないものを御議決いただいたこととなりますので、こういったことがないように今後とも十分注意をしていきたいと考えております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 議会軽視も甚だしいのではないですか。当初予算に何という名目で幾らの予算を計上していたんですか。そうすると、あなた方は当初予算を結局は見ていなかったのではないかと、そして議決をしているのではないかと、そうあなた方は言いたいんですか。

こんな予算執行のやり方、今まで何回か若干あったけれども、最近ではほとんどなかったですよ。それを、予算を先につけておいて、後で条例を提案するなんていう、このやり方はあってはならないと、あんなね、総務部長、大きな声を出しているけれども、そこは小さい声で言うものだよ。

本当に私ね、助役、あなただって総務部長を長いことやっているんですよ。なぜ、あなたがいながらですよ、あるいは市長もそうですよ、こういうことがまかり通ったらどういうことになるんですか。あなた方、その予算は議決したんだから、何か問題があるんだったら質問すればいいでしょう、こういういわば傲慢、不遜な態度になってくる、そういう行政になっていくと私は申し上げなければならぬと思うんですよ。

なぜ、こういうことがつらつらと起こるんですか。そうであれば、何もこんなことですよ、3月議会に提案すればいいですよ、こんな協議会をつくる条例ぐらい。そのこともしないで予算だけそっと計上しておくなんて、こんなやり方、それがずうずうしく通っていくと思っているから出されたんでしょう。

何ておっしゃいましたか。報酬の予算はどうするんだと私が聞いたときに、いや、それは何とかかなるんだと言ったでしょう。今、この議会でだよ、当初予算に計上したというのは、担当者が私に説明しましたか。報酬を予算に組むべきでないかと私が言ったときに、いや、報酬のことは何とかかなると言ったでしょう。そういうごまかしをやっておいてですよ、うそを言っておいて、本会議であってはならないことだなんていうような発言は許されませんよ。これは、最高責任者から釈明を含めた答弁を求めておきたいと思うんですよ。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 今、齊藤議員から厳しい御指摘を受けたところでございまして、議員のおっしゃるとおり、大変申しわけない事態を招いたということにつきましては、おわびを申し上げたいというふうに存じます。

今までそういう事例というのは、昔は、私も長い経験でありますから、先に予算がないものを終わってしまった後からつけたと、お願いをしたということもございましたが、そういうことがないように十分注意を払いながら今日まで来たつもりでございますけれども、現実問題として、そういう事態が生じたということについては、おわびを申し上げるということで、今、総務部長が言ったのは、声を大きくして問題ないんだというような意識で申したわけでは決し

てないと思いますけれども、そういったことが今後ないように十分注意を払いながら、今後の財政運営に当たってまいりたいと存じておりますので、御理解をいただければと思います。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 当初予算ではですね、20名ですよ、報酬は。今度は25名以内ですよ。そうすると、25名以内だから、予算のとおり20名の委員にするのか。私は委員を何人にするんですかと。25名以内だから、20名でもいいのかという話をしたら、いや、25名にするんですと、こう担当はおっしゃったではありませんか。そうであればですよ、あと5名分、補正で組むべきではありませんか。結局は20名の予算しか組んでいないでしょう、報酬。だから、少し報酬を安くするなんていうわけにいかないわけですから、そのところは、当初予算で組んだのはどういう考え方だったのか、この点はいかがですか。

議長（岡田久俊君） 相山助役。

助役（相山慎二君） 25名以内の委員の中には、先ほど総務課長の方から御説明申し上げましたとおり、我々も入っていることになってございます。市長、両助役、教育長、消防長等々入っている形になっておりますので、そういった者については、本来、業務という形からいきますと報酬の支給からは外れていくというような形に考えておりますので、そういった範囲の中で処理をまいりたいというふうに考えております。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 私はやはり職員がそういう点は、本当に、若い職員も含めてですよ、指導するという立場で、私は間違いというのはあると思うんだけど、これは間違いではないんですよ。私は、確信犯だと言わざるを得ないんですよ。

そして、打ち合わせの段階で、総務部長 総務部長はうそついたかどうかかわらんよ、あんに聞いたんでないから。だけど、聞いたときに、すかしていくわけですよ。これは本会議で決着つけるよりしようがないと思ったわけです。実はこういうふうにして先にこうなっていましたと、実は3月にしようと思ったんですよ、そういうふうに真摯に幹部職員は答えるべきですよ。

それを例えば、一緒に聞いていた部下はいなかったよ。だけれども、部下の人たちはどう思います。ああ、こんなことで通るんだなと。それを知らない人だったら「ああ、そうか」で通っていくんですよ。非公式な話というか打ち合わせですから、もちろん本会議場ではないですよ。しかし、行政のことは情報を公開する、秘密主義ではなくて。そういう事実があったときには素直に言っていただく。そうすれば、何も私も怒らないですよ。

今後、そういうことは注意していただきたいということで終わるんだけど、市長、私は、そういう信頼している職員ですよ、私もそうだ、うそをつかれたら信頼を失いますよ。この点はやはり、よく話を聞くべきだという市長でもありますし、よく討論もしなさいということを行っているわけだから、こういうことを含めて、市長の見解を賜っておきたいと、こう言いたかったわけですよ。

議長（岡田久俊君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君） 質問する前に私がしゃべらなくてよかったなというふうにつくづく思っております。まさに、そのようなことだと私も思います。

実は、今朝ですね、総務部長と総務課長が私のところへ参りました。こういうことがあったと。当初予算にのせてしまったけれども、条例が後発するような形になってしまって、こういう不手際が起きてしまったと。私も、そのときに瞬時に、ああ、なるほど、いろんなものが込み入っていて予算に計上したけれども、固まってしまったと。その後いろいろ検討して、条例はまたその後でということになって、それを訂正するというか修正することが漏れてしまったんだなと思っておったわけです。

ただ、今言ったようにですね、誤りは誤りとして私は率直に、申しわけなかった、こういう事情でしたということで、言い逃れというのは、私はやはりおもしろくないと思われるかもしれませんが、そんなようなことがないように、けさは、君らは一生懸命やっているけれども中にはほかもあるから、今後とも十分注意してやってもらいたい、そのことを2人に言い含めて、許すとか許さないではないんですけれども、きょう議会でしっかり答弁してくれと言っておきました。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 次に、朝日の高校生に対するバスの貸し付けの問題、これは合併協議会でもそういう議論にはなっておりました。もう一つ、補助金もございますよね。この補助金はまだ残すというふうになっていると思うんだけど、この貸付金の貸し付けの状況、町民の皆さんの利用の状況ですね、これは大体どのぐらいになってきたのか。ここ何年かの推移をお知らせいただきたいのと、貸付金の残高というのは、あとどのぐらい残っているものなのか、この点をお聞きしたいと思うんです。

それと、2,400何十万円の中の1,000万円は個人といいますか寄附があって、その寄附を基金に積んだと、あとの1,400万円なりは何か目的を持って使うようなことを考えていらっしゃるのかどうか、この点もお答えをいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 林教育部次長。

教育部次長（林 広志君） お答えをいたします。

私から、昭和48年4月の創設時から本年3月までの高等学校生徒通学費貸付金の運用実績についてお答えをいたします。

昭和48年から本年3月までの基金の積み立て状況につきましては、一般会計からの積み立てによるものが1,769万6,000円でございます。それから、今言われました寄附によるものが1,000万円、基金合計で2,769万6,000円となっております。

貸し付けの実施につきましては、昭和48年当初から23年間では、新規の貸し付けで延べ243件、継続貸し付け、いわゆる2年以降の分が320件、合計で563件となっており、貸付金の金額は延べで6,593万3,000円となっております。

貸し付け中の額が最も多い年は、平成元年の1,801万2,000円が最高の額でございます。本年の3月末までの貸し付け中の額は301万8,000円となっており、基金残額は2,467万8,000円となっております。

また、貸付者の推移を見ますと、昭和53年から昭和63年までが年間25件から36件と比較的多く、近年では平成10年以降では5件以下となっており、最近の16年と17年では各1件となっているところでございます。

私から実績についての回答といたします。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） 寄附金の積み立て以外の残りの部分の取り扱いについて、財政の方からお答えいたします。

もともと旧朝日町でこの通学基金を創設したのは、当初、町の一般財源をもって1,000数百万円積んでいて、それを町民の方に貸し付けていて、それはいずれは年度を経過した後に回収されるといったことで、その基金そのものは、貸付金も含めて増減することのない定額運用基金という形でしたので、その後、町民の方から1,000万円寄附されたということで2,000何百万円に膨れ上がってございましたけれども、この制度自体がなくなれば、そして回収金が全部回収されれば、もともと町の一般財源で積み立てたものですので、一般財源にするという考えで、今回も条例廃止によってこの制度がなくなりましたので、市の一般財源ということで諸収入の方で今受けております。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 奨学基金に1,000万円の積み立てを行って、これは来年度から貸し付けが行われると思うんだけど、この1,000万円の積み立てによって貸し付けの幅が相当広がって、利用する市民の皆さんには喜ばれると思うんだけど、大体どのぐらいの広がりを見込めることになるんでしょうか。この際、伺っておきたいと思うんです。

議長（岡田久俊君） 辻教育部次長。

教育部次長（辻 正信君） お答え申し上げます。

現在、貸し付け人数でございますが、17年度においては、高校12名、大学24名、専修学校4名ということで、40名を定員としておりました。合併によりましてそれぞれ、高校プラス2、大学プラス2、専修学校プラス2ということで、46名、計6名をプラスしたところでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

今、奨学金の貸し付け実績の方は教育委員会の方からお答えいたしましたけれども、今のうちの奨学基金の実態といいますのが、奨学基金の残高は大体300万円ぐらい持っております。

それを原資に貸し付けをいたしまして、不足する分はその貸付金と貸し付け回収金で行っておりますけれども、今の土別の実態でいきますと、例年、予算で基金からの繰り入れを見ておりますけれども、ほぼ貸し付け回収金で賄えている状況にあります。

それで、現在の奨学金、大体300万円が1,000万円増えますので、1,300万円ということになりますと、増やすことは数字的には可能なんでしょうけれども、今、実態が、教育委員会の方でお答えしましたように、生徒の希望される方がそんなにいないということで、それは今後、教育委員会の方でどういうふうに判断していくかという問題はありますけれども、基金の残高としては1,300万円になりましたので、今後、大分余裕はできたというような判断をいたしております。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） 今、三好財政課長の方からも答弁ございましたけれども、そういうことも市民の皆さんに知らせながら、奨学金の貸し付け枠の拡大、これらについても教育委員会では来年度に向けてぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（岡田久俊君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） お答えを申し上げます。

教育委員会に1,000万円の奨学基金の積み立てが新たに加わりますけれども、今、財政課長からお話がありましたように、財政部分については、今までは300万円程度の中で運用を図ってまいりましたけれども、今後、1,300万円程度の金額を基金として積み立てすることになってございます。それで、私どもとしては、今の状況でいけば恐らく7年程度はこの基金の中で十分運用できるのではないかと、こう思っておりますし、18年度の4月からですね、先ほども次長が申しましたように、高校、大学、それから専修の各2名を増員いたしておりますので、そういう部分を含めてですね、今後ある程度、今年についても奨学金の部分についての公募を行ったわけでございますけれども、定員に満たない部分も現在ございますので、そのあたりを十分経過を見ながら検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長（岡田久俊君） 齊藤議員。

16番（齊藤 昇君） それから、この際ですから、和寒に学校給食が委託配送になる問題でございますけれども、975万円の算出の基礎の内訳ですね、償還金が幾らだとか、あるいは給食センターの管理費が幾らだとか、恐らく学校の生徒数によって全体の枠の何%でそれだけの額になるんだという組み方をしていच्छゃると思うんだけれども、ぜひ積算の内訳ですね、給食センター全体の運営費も含めて、この際、詳しく答弁をいただいて、後生に残しておきたいなど、こう思うんだけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（岡田久俊君） 真木学校給食センター所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答え申し上げます。

まず、負担金の基礎となります経費の関係でございますけれども、1つには4名の職員の給

与費、もう一つは施設維持に要した費用の相当額、もう一つは一般の管理費、この3つで経費を組み立ててございます。

そのうち給与管理費ですけれども、金額で2,321万7,000円、それから施設設備費で1,742万3,000円、それから施設運営費で3,654万1,000円、合わせて7,718万1,000円を支出として今年度、9月以降の方で見込んでございます。そのうち歳入の方ですけれども、歳入で見ましたこの案分経費につきましては7,500万円で見込んでございます。

次に、負担割合の関係に触れておきたいと思います。まず、負担割合につきましては、5月1日現在の学校基本調査に基づく両市町の小・中学校の児童・生徒及び教職員の案分としておりまして、その児童・生徒及び教職員につきましては東校を含めることにしております。そこで、平成18年5月1日現在の人数ですけれども、土別市の児童・生徒数が1,838名、教職員数が245名の合計2,083名になっております。また、和寒町では、小・中学校で282名、教職員が24名の合計306名になっております。両市町合わせますと総数で2,389名となりまして、この2,389名で和寒町の306名を割りまして、12.8%の割合になるわけですけれども、端数処理をいたしまして13%といたしました。先ほど申し上げました案分経費7,500万円にこの13%を掛けたものを今回、補正の歳入として上げさせていただきました。

以上です。

議長（岡田久俊君） 斉藤議員。

16番（斉藤 昇君） 学校給食センターの正職員は増えないけれども、パートなり臨時なりで増える雇用数はどのくらいになるのかということ。

それから、以前、和寒では、例えば米飯給食は和寒の米を使うというような希望があったりするんだけど、それらについてもよく協議をすべきだと、こういうお話もしてあったんだけど、そこら辺についてはどういってお話し合いがなされているんでしょう。

議長（岡田久俊君） 真木学校給食センター所長。

学校給食センター所長（真木郁夫君） お答えいたします。

まず最初に、9月以降のセンター職員の職員数の関係でございます。現在、市の学校給食センターの給食数は約2,080食であります。栄養士を除く22名の調理員でこれを対応しているところでございます。9月以降は和寒町の給食が約300食増えますことから、現員での対応は難しいというふうに考えております。したがって、その対応につきましては、限られたスペース内での作業効率等も考慮いたしまして、パートの調理員1名を増員して対応できるというふうに考えております。

次に、和寒町で現在しております委託米飯を持参米飯にしたいと、そういうお話があるわけですが、この話につきましては、当初の協議の中でそういう話が出ておりました。私どもといたしましては、このお話につきましては、内部でいろいろと対応可能なのかどうかを協議してまいりました。その結果、それにつきましては対応できるという結論に達しましたので、その旨、和寒町の方には伝えているところでございます。

以上です。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第10、議案第80号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） ただいま議題となりました議案第80号 平成18年度士別市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正は、平成17年度老人医療費に係る支払基金交付金が超過交付となっておりますことから、その超過交付金1,296万4,000円を返還するための所要の補正をいたすもので、この返還財源といたしましては、国庫支出金及び道支出金の過年度精算分をもって収支の均衡を図った次第であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明14日から19日までの6日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、明14日から19日までの6日間は休会と決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、6月20日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。
御苦労さまでした。

(午前11時58分散会)